後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

令和４年度の後期高齢者医療保険制度について

1. 後期高齢者医療保険料について P1

2. 窓口負担割合の見直しについて P2~5

3. 令和4年度の被保険者証交付について P6

4. 被保険者証とマイナンバーカードについて P6

5. 新型コロナウイルス感染症に係る施策について P7

6. 健診・口腔ケア事業について P8

長崎県後期高齢者医療広域連合

令和4年6月

1.後期高齢者医療保険料改定について

令和4・5年度の保険料、賦課限度額が変わります。

1 保険料(年額)について

被保険者の皆様から納めていただく保険料は、2年ごとに見直すことになっています。令和4・5年度の保険料は、次の表のとおり引き上げることになりました。

	令和4・5年度(新)	令和2・3年度(旧)
所得割率	**9.03%**	8.98%
均等割額	**49,400円**	47,200円

2 賦課限度額(年額)について

「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正に伴い、令和4年度から保険料の賦課限度額が64万円から66万円に引き上げられます。

	令和4・5年度(新)	令和2・3年度(旧)
賦課限度額	**66万円**	64万円

3 保険料の計算方法について

年間の保険料額は、次の方法で計算して個人ごとに決まります。

年間保険料
(限度額66万円)

＝

均等割額
49,400円

＋

所得割額
(前年中の総所得金額等－基礎控除額43万円)
×9.03%(所得割率)

※均等割額は、世帯の所得や他の条件により7割・5割・2割の軽減措置があります。
※総所得金額等とは、年金所得、給与所得、事業所得などの所得及び退職所得以外の分離所得の合計額をいいます。

令和4年度の年間保険料は、令和3年中の所得状況等に基づいて7月に決定し、お知らせします。

2.窓口負担割合の見直し（2割負担の施行）について

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

一定以上の所得のある方（75歳以上の方等）の医療費の窓口負担割合が変わります。

◆ 令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方（75歳以上の方等）は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

◆ 変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。

令和4年9月30日まで

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等※	1割

令和4年10月1日から

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	**2割**
一般所得者等※	1割

被保険者全体の約20%
※長崎県は約16%

※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。

見直しの背景

◆令和４年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。

◆後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約４割は現役世代（子や孫）の負担（支援金）となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。

◆今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、 国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳（総額約18.4兆円）

※令和４年度予算案ベース

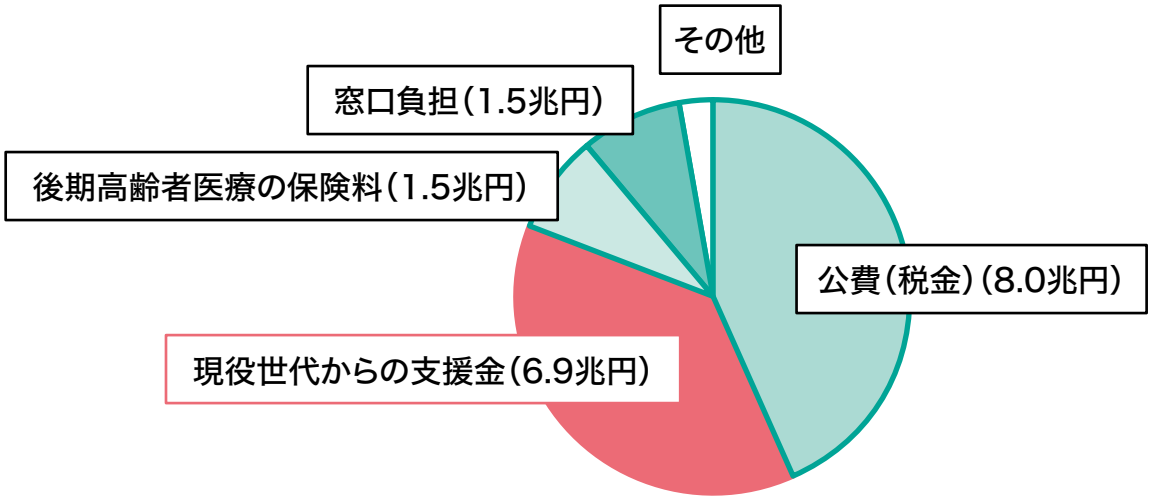

75歳以上人口の増加

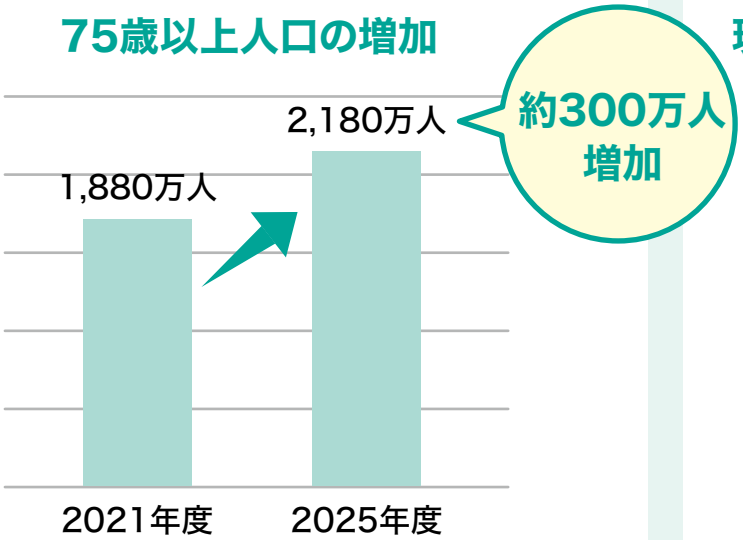

現役世代からの支援金の増加

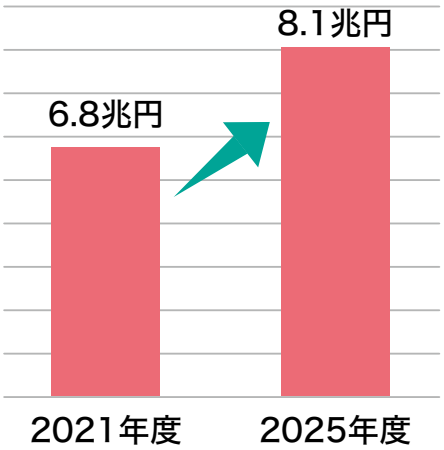

窓口負担割合２割の対象となるかどうかは主に以下の流れで判定します。

◆ 世帯の窓口負担割合が２割の対象となるかどうかは、75歳以上の方※1の課税所得※2や年金収入※3をもとに、世帯単位で判定します。

（令和３年中の所得をもとに、令和４年８月下旬頃から窓口負担割合の判定が可能になります。）

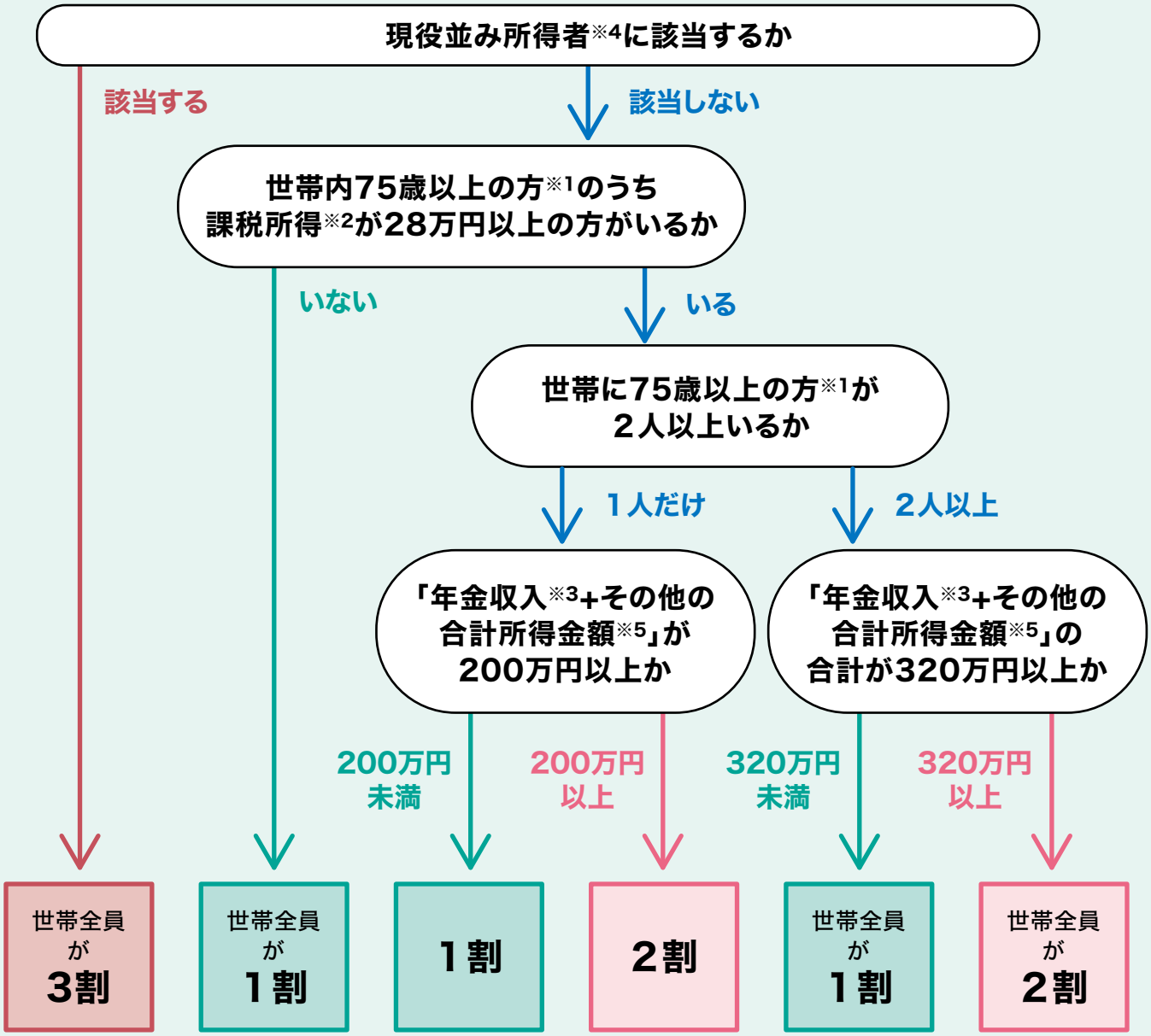

※1 後期高齢者医療の被保険者とは
75歳以上の方です。（65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む）

※2「課税所得」とは
住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）等を差し引いた後の金額）です。

※3「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が３割の方です。（一定の基準・要件を満たす場合、窓口負担割合が1割または2割になるケースがあります。）

※5「その他の合計所得金額」とは
事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

窓口負担割合が2割となる方には 負担を抑える配慮措置があります。

◆ 令和4年10月1日の施行後3年間（令和7年9月30日まで）は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外）。

◆ 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③（②-①）	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等（③-④）	2,000円

配慮措置

1か月 5,000円の負担増を3,000円までに抑えます。

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には広域連合から申請書を郵送します。

申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

◆ 厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは**絶対にありません**。

◆ ATMの操作をお願いすることは**絶対にありません**。

◆ 不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）、または消費生活センター（188）にお問合せください。

○

書類は必ず郵送でお届けします。

3.令和４年度の被保険者証交付について

窓口負担割合の見直しに伴い、**令和4年度は被保険者全員に被保険者証を2回交付します。**

1回目（桃色）	令和４年７月中に、令和４年8月１日～令和４年9月30日までの有効期間の被保険者証をお住まいの市町から郵送します。
2回目（緑色）	令和４年９月中に、令和４年10月１日～令和５年７月31日までの有効期間の被保険者証をお住まいの市町から郵送します。

医療費窓口負担割合の見直しに関するお問合せは

お住まいの市町の「後期高齢者担当窓口」又は
「長崎県後期高齢者医療広域連合」までお問合せください。
今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、
厚生労働省コールセンター（0120-002-719）に
お問合せください。

4.被保険者証とマイナンバーカードについて

マイナンバーカードをお持ちの方で、カードリーダー（カードを読み取る機器）を設置している医療機関や薬局を受診する際には、マイナンバーカードを被保険者証として利用できます。

マイナンバーカードの被保険者証利用には事前に登録が必要です。

マイナンバーカードを被保険者証として利用するためには、『マイナポータル』での事前登録が必要です。詳しくは下記までお問合せください。

また、マイナンバーカードの交付申請に関するお問合せも受け付けておりますので、カードをお持ちでない方もご利用ください。

マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178
受付時間（年末年始を除く）
平日 9:30～20:00 / 土日祝 9:30～17:30

音声ガイダンスでご案内しますので、電話中に以下の番号を押してください（ガイダンスの途中でも番号は押せます）。

・マイナンバーカードの交付申請について
　番号「1」→番号「1」
・被保険者証利用の申込について
　番号「4」→番号「2」→番号「2」

5.新型コロナウイルス感染症に係る施策について

【保険料の減免について】

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、申請により**令和４年度保険料が減免**されます。

◆減免の要件

①新型コロナウイルス感染症により、世帯主※が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯の方
⇒保険料を全額免除

②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主※の収入減少が見込まれる世帯の方で、事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た令和４年中の収入のいずれかが、**令和３年に比べて10分の3以上減少する見込み**である等に該当する方
⇒保険料の一部を減額

※世帯の収入実態によっては、住民票上の世帯主でない被保険者を、世帯主とみなす場合があります。

> ご自身が減免の対象となるか等については、お住いの市役所又は町役場にお問合せください。
> なお、減免のお手続きには期限がありますので、お早めにお願いします。

【傷病手当金の支給について】

次の支給対象者に該当する方は、申請により傷病手当金が支給されます。

◆支給対象

新型コロナウイルス感染症に感染した方、又は感染が疑われる方

◆支給要件

次の要件を全て満たした場合
①療養のために働くことができないこと。
②４日以上仕事を休んでいること。
③仕事を休んでいる期間に給料などをもらえないこと。

◆支給期間

支給を始めた日から最長１年６か月の間
※国の通知に基づき、現在、適用期間を令和４年６月30日まで延長しています。
（状況によりその後も延長される場合があります。）

> 申請方法など詳しい内容については、お住まいの市役所・町役場の担当窓口、又は長崎県後期高齢者医療広域連合にお問合せください。

6.健診・口腔ケア事業について

ご自身の健康を守るために 健診・口腔ケアを受けましょう!

後期高齢者の方の健康を守るために、とても大事な
「フレイル」、「オーラルフレイル」をご存じですか?

「フレイル」とは加齢により心や体が弱っている状態のことです。フレイルが進むと介護が必要な状態になる危険性が高いと言われています。また「オーラルフレイル」は口腔機能の衰えのことで、お口の衰えと全身の衰えは同時に進むと言われています。毎年1回、健診を受けて、ご自身の体の状態を確認し、歯科医院で口腔ケアを受けることでご自身のお口の中の健康を保つことがとても大事です。

どちらも無料で受診できます!

健康診査

生活習慣病の重症化予防やフレイルの早期発見につながります!!

【主な内容】
- ◆ **問診**(後期高齢者の質問票)
- ◆ **身体計測**(身長・体重)
- ◆ **血圧測定**
- ◆ **尿検査**(糖・蛋白)
- ◆ **血液検査**(脂質・血糖・肝機能・腎機能・貧血)

お住まいの市町の
公民館等で受ける**集団健診**と
医療機関で受ける**個別健診**が
あります!!
詳しくは
お住まいの**市役所、町役場の後期高齢者医療担当窓口**まで
お問合せください。

お口"いきいき"健康支援(口腔ケア)事業

噛む力や飲み込む力などの"お口"の健康向上につながります!!

【主な内容】
- ◆お口の衛生状態のチェック
- ◆唾液量、飲み込み機能、舌の機能のチェック
- ◆ブラッシング指導、唾液腺マッサージ等
- ◆お口の健康体操
- ◆歯の状況、歯ぐきの状況、入れ歯のチェック

歯科医院または**ご自宅**(在宅要介護2以上で通院が困難な方)で受診できます!!
まずは、受診券を
- ●**長崎県後期高齢者医療広域連合**
- ●**お住まいの市役所、町役場の後期高齢者医療担当窓口**
- ●**受診を希望される歯科医院**

のいずれかまでお申込みください。

新型コロナウイルス感染症への不安から、過度に受診を控えると、健康上の問題が知らないうちに悪化してしまい、最適な治療が受けられなくなる可能性があります。受診される場合は、ご自身の体調を第一に考えていただいたうえで、時期をご検討ください。

市役所・町役場へのお問合せ先

市　町　名	部　署　名	電 話 番 号
長　崎　市	後期高齢者医療室	095-829-1139
佐 世 保 市	医療保険課	0956-24-1111(代表)
島　原　市	保険健康課	0957-63-1111(代表)
諫　早　市	保険年金課	0957-22-1500(代表)
大　村　市	国保けんこう課	0957-53-4111(代表)
平　戸　市	健康ほけん課	0950-22-9124
松　浦　市	健康ほけん課	0956-72-1111(代表)
対　馬　市	保険課	0920-58-1579
壱　岐　市	保険課	0920-45-1157
五　島　市	国保健康政策課	0959-72-6111(代表)
西　海　市	長寿介護課・健康ほけん課	0959-37-0011(代表)
雲　仙　市	総合窓口課	0957-38-3111(代表)
南 島 原 市	健康づくり課	0957-73-6641
長　与　町	健康保険課	095-801-5821
時　津　町	高齢者支援課	095-882-3940
東 彼 杵 町	健康ほけん課	0957-46-1202
川　棚　町	健康推進課	0956-82-3132
波 佐 見 町	子ども・健康保険課	0956-85-2483
小 値 賀 町	住民課	0959-56-3111(代表)
佐　々　町	保険環境課	0956-62-2101(代表)
新上五島町	健康保険課	0959-53-1111(代表)

長崎県後期高齢者医療広域連合
〒850-0875　長崎市栄町4番9号(長崎県市町村会館5階)
☎095-816-3930　FAX 095-823-2425
URL　https://www.nagasaki-kouiki.net